

3. モニタリング測定値に係る対応基準値（全β/全α放射能濃度比）の設定について

3.1 自動測定装置の更新後の対応基準値の設定方法

自動測定装置の更新後、一定期間のデータを蓄積し、対応基準値を設定する。蓄積するまでの期間は、暫定的に更新前の対応基準値を用いる。一定期間は原則として3年間とし、必要に応じて期間を変えることとする。

3.2 自動測定装置が更新された測定所の対応基準値の設定

竜飛岬測定所及び対馬測定所において自動測定装置が更新されたため、対応基準値を見直した。竜飛岬測定所及び対馬測定所における更新前後の全β/全α放射能濃度比の平均値及び対応基準値を表5及び表6に示す。

表5 竜飛岬測定所における更新前後の

全β/全α放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前*	1.3	2.0
更新後**	1.3	2.0

* 平成17年～平成19年から算出

** 平成22年10月～12月から算出

表6 対馬測定所における更新前後の

全β/全α放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前*	1.4	2.1
更新後**	1.4	2.1

* 平成17年～平成19年から算出

** 平成22年1月～12月から算出

更新前後の全β/全α放射能濃度比の平均値に差が見られなかったことから、対応基準値は更新前と同じ値を用いることとした。